

京都市土地利用の調整に係るまちづくりに関する条例（以下「条例」という。）第6条の規定による届出がありましたので、条例第7条の規定により、当該届出書の内容を公告し、公衆の縦覧に供します。

なお、当該届出書の内容については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までの間に、市長に意見書を提出することができます。

平成27年8月3日

京都市長 門川 大作

1 条例第6条において規定する開発事業者の名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地

別紙参照

2 開発事業に係る区域の土地の地名及び地番並びに面積

伏見区深草大亀谷東寺町8番他

13,970.39平方メートル

3 開発構想における主な用途

一戸建ての住宅

4 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

5 縦覧期間及び時間

平成27年8月3日から同月17日まで（ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。）

午前8時45分から午後5時30分まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

6 条例第9条第1項に規定する意見書の提出期限

平成27年8月3日から同月25日まで

(注) 上記意見書を提出しようとする者は、条例施行規則第8条に規定する事項を記載した文書を、〒604-8571京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地、京都市都市計画局都市企画部都市計画課に提出してください。

別紙

届出者の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	届出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者名）
京都市伏見区竹田三ツ杭町6 7 番地	小寺 秋男
京都市伏見区深草中ノ島町1 5 番地4	寺内 誠三
京都市伏見区深草鳥居崎町6 1 5 他	池本 久雄
京都市伏見区深草芳本町6 7 1 番地	寺内 伸繁
京都市伏見区大亀谷大山町2 1 番地1	株式会社山都キャピタル・コーポレーション 代表取締役 前田祥男
京都市伏見区深草僧坊町9 1 番地	森澤 昭弘
京都市伏見区桃山最上町6 1 番地の8	増田 貴子
群馬県前橋市小相木町3 4 7 番地の6	坂野 ナミ子
京都市伏見区深草大亀谷六躰町3 9 番地	初田 花子
京都市伏見区深草大亀谷西寺町6 0 番3	井上 忠文
京都府京田辺市田辺北里1 6 番地1 レーベン北里1 0 2 号室	井上 泰夫

(都市計画局都市企画部都市計画課)